

令和元年度第2回

札幌市福祉有償運送運営協議会

議 事 録

## 会議の概要

会議の名称	令和元年度第2回札幌市福祉有償運送運営協議会	
開催日時	令和元年9月12日	
場所	札幌市役所本庁舎地下1階4号会議室	
出席者	氏名	所属団体等
協議会委員	大友 芳恵（会長）	北海道医療大学看護福祉学部教授
	小林 恒男	札幌市老人クラブ連合会常任理事・事務局長
	杉澤 武則 （代理 二階堂 英）	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官 （北海道運輸局札幌運輸支局運輸企画専門官）
	鈴木 久雄	全国自動車交通労働組合連合会北海道地方連合会書記長
	竹村 真一（副会長）	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
	塚田 律子	札幌市ボランティア連絡協議会理事
	長江 睦子	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長
	平島 誉久	明星自動車株式会社代表取締役社長
事務局	松浦 恭明	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課長
	山本 公崇	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係長
	西田 ひとみ	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係
傍聴人の人数	0人	
会議の議題	福祉有償運送に係る個別審査 更新申請団体 7件	
会議資料	(ア) 議事次第 (イ) 個別申請団体概要 (ウ) 各団体からの申請書類	

### 【会議における議事の経過及び発言】

#### 1. 福祉有償運送に係る個別審査

##### ○大友会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第2回の札幌市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速ですが審議に入りたいと思います。まず、事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

##### ○事務局

まず、お手元の議事次第、1枚物でございます。そして、委員名簿です。本日は、10名中7名の委員がご参加ということになっております。そして、A3判の申請団体の概要という資料が3枚でございます。そして、「輸送の安全確保の状況調査について」という文書。その次が「FAX回答票」と「有償運送ガイドブック」、それと参考様式のホチキス止めの資料でございます。

##### ○大友会長

ありがとうございます。それでは、本日の審査は事務局からの資料に沿って各法人の概要を説明し、その後、更新団体につきましては、法人の方から、平成29年度と30年度の実績報告をしていただきます。なお、更新団体7番目の札幌いちご会につきましては、今回日程調整がつかず欠席となっております。いちご会の実績報告につきましては、事務局から説明

をしていただきます。

それでは、1 番目の社会福祉法人札親会の更新申請から審議に入っていきます。事務局からの説明をお願いします。

#### ○事務局

では、A3 の申請団体の概要という資料をご覧ください。団体の概要ですが、札親会さんは、障がい者支援施設の運営をはじめ、多様な障がい福祉サービスの事業所を運営しています。このうち、有償運送を行いますのは、居宅介護事業や移動支援事業を運営する「ライフサポートあんりー」という事業所になります。

運送対象者でございますが、知的障がい者 5 名です。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両は所有車両 10 台でございます。運転者 16 名につきましては、大臣認定講習を修了しておりまして、また過去 3 年間に免許停止の処分を受けておりません。運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておりまして、損害賠償措置も前回申請時と同様でございます。

運送の対価につきましては、距離制運賃としておりまして、今回は加算料金についての変更があります。初乗り 2 キロから 4 キロまでの料金と、4 キロから 5 キロまでの料金、そして、5 キロ以降の料金が増額となっております。それでは、団体さんの方から実績報告をよろしくをお願いします。

#### ○社会福祉法人 札親会

平成 29 年度、福祉有償運送自動車数、セダン 21 台としております。運搬する旅客の範囲、及び数については、7 名というふうになっております。走行キロは 2,270 キロ、輸送回数は 237 回。輸送の収入に関しましては、25 万 1,250 円となっております。

平成 30 年度に関しましては、同じくセダン等 21 台。輸送の範囲は札幌市、旅客する数は 7 名。走行キロは 1,756 キロ。輸送人員、輸送回数は 135 回、輸送収入に関しましては、18 万 8,560 円となっております。

#### ○大友会長

ありがとうございます。それでは、ただ今、説明がありました札親会につきまして、皆さんからご質問、ご意見あればお願いします。

前年度から車の台数は減っているのですが、利用される方に対して車の台数をかなり多く保持してらっしゃるのは、今後利用者の方が増えていくということを想定してということになりますか？

#### ○社会福祉法人 札親会

これまで社会福祉法人札親会で所有する車両を、全て一度登録させてもらっていたのですが、そこまでの数は必要ないと判断しましたのと、あんりーを使用場所とする車両が増えてまいりましたので、そちらの方の車両で賄えると。なので今回、更新で申請する際には、あんりーで所有する車両のみの申請とさせていただきたいというふうに考えています。

#### ○大友会長

それが 10 台ということですね。分かりました。いかがですか。

○平島委員

車の台数を減らしたってことですが、それに比べて運転する方の数は、9名から15名と、かなり増えていると思うんですね。その辺の意図とか、どのような形で登録されているのでしょうか。

○社会福祉法人 札親会

福祉有償運送を主にしているのではなくて、行動援護、札幌市地域生活支援事業の移動支援というものを中心にサービスを提供しております。移動支援のガイドラインでは、福祉有償運送の車両をもってサービスを提供しなさい、というのが前提になっておりまして、主に障がいをもった方々の輸送では使っているのですが、実際には福祉有償運送メインではなくて、無償で障がいをもった方々を運送しているということになります。今回、実績として報告を上げさせてもらっているのは、有償でやった場合のサービスのみとなっております。

なので、サービスを提供する障がい福祉のニーズそのものが増えておりますので、需要が増える。そのため車両も充当してきた。けれども有償運送は、若干減りつつあるということになっております。

○平島委員

丁寧な説明ありがとうございます。

○大友会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか？

○鈴木委員

車検証のところで法人住所に修正中って書いているのは、これはあんりーさんが貼り付けてきたのか、市の方で貼り付けてきたのか、お手元にあるのと私たちに配られているものが違うのかも分からないんですけど。

○事務局

事務局で貼らせていただいたものになります。

○鈴木委員

使用の本拠の位置というのは、白石区平和通16丁目北2の32で多分あんりーさんの住所ですね。

○社会福祉法人 札親会

はい。

○鈴木委員

所有者が例えばレンタカー会社とか、札親会になっていても、使用の本拠の所が平和通であつたらよかったような気がするのだけれども、二階堂さん。

○二階堂委員

使用の本拠は、あくまで車の管理場所として警察に届けているところになると思いますので、おっしゃった通り平和通でも、そこにあるというのであれば、それで結構です。

○鈴木委員

これはちょっと市の方と調整していただきたいと思います。

○事務局

分かりました。

○鈴木委員

それと運賃の部分で、初乗り 2 キロまで 300 円。2 キロから 4 キロが 150 円。そして、4 キロ以上 6 キロ未満は 200 円ということになると思うんですけども、タクシー 80 円が三百何メートルで上がるんですか？

○二階堂委員

約 300、297 とかが、最新ではなかったかと思います。

○鈴木委員

現況で 300 円ということは、 $3 \times 8 = 24$ 。もう一つ上がったとして  $4 \times 8 = 32$  で、320 円の半分とすると 200 円って 4 キロから 6 キロ未満のところの上がり方が高い気がするんですけど。

○二階堂委員

今回、運賃の部分に関しては変則的な上がり方しますよね。

○社会福祉法人 札幌親会

はい。

○二階堂委員

試算してみた限りだと、タクシーメーターで仮に 5 キロ走ったとしたら、トータル額で見ると半額程度で収まるかなという気がします。あと、以降が 100 円ずつの加算ですけども、少なく見積もっても大体 1 キロ 3 回転で 240 円、半額でいくと 120 円ということを考えれば、額としては範疇には入るかなという気はします。

○鈴木委員

4 から 6 キロ未満のところを 200 円にしなければならなかったのか、ということも合わせてお尋ねします。

○社会福祉法人 札幌親会

積算してみまして、おおむね半分以下になるように設定しました。

○二階堂委員

今のお話でいくと、200 円、150 円、200 円、100 円という上がり方が、なぜそういう上がり方なのかなというところだと思います。変な話ですけども、200 円、150 円というふうにならなくていいのなら、まだ分かったかもしれません。

○鈴木委員

計算上おおむね 2 分の 1 になるから、150 円、200 円、100 円というふうになるという部分は利用者の中でなかなか理解されにくい話なんだろうと思う。それこそ、150 円と 100 円が繰り返していくというのも、過去ではこの協議会の中でもおおむね 2 分の 1 になるから認めてきている部分があるんですけども。どうも実質 6 キロ未満のところまでの部分が、この辺の利用をする人が多いからこういうメーターに設定したのかなという気もしないでもない。単純におおむね 2 分の 1 というのが、タクシー運賃の逆算で用いられているのであれば、利用者からすると、6 キロ未満まで 150 円でいってそれから後ろは 100 円にするよ、というように配慮したほうがいいのか。

○社会福祉法人 札親会

意図的に値上げたわけではなく、初乗りの料金から 80 メートルで料金が上がっていくものですから、一応 80 メートルごとに上がるやつを全部試算したらちょうど半分になったので。

○鈴木委員

利用者からすると、やっぱり 1 キロ増えるごとにいくらというほうが、すっきりするのかな。4 キロから 6 キロ未満を利用する人が圧倒的に多くて、そのコストが高いからこうしなければならず、金額も範囲の中に入っているという主張であれば、それはそれで理解するんですけども。やっぱり一般の方にしてみたら、4 キロになったら 200 円上がってその後 100 円というよりは、6 キロ未満は 150 円で、6 キロから 100 円とかってなってるほうが、利用者は誤解しないのかなというのがあります。そういったことも配慮していただければなという、私の思いなんですけど、各委員の方がどういうふうにするか分からないんですが。

○大友会長

鈴木委員からは利用される方の立場から、この料金設定を見たときにもう少し説明しやすい設定のほうが良いのではないかというご意見だと思いますが、今回直していただいたほうがいいですか、二階堂さん。

○二階堂委員

委員の皆さまが、この料金でもいいですよということであれば、私は特に問題は無いのかなと思います。あとは、鈴木委員のおっしゃるとおり、お客さまに対してどう説明するかというところになると思うんですね。例えば遠くなっていくにしたがって、加算額が安くなっていくというのは、一般的にバスとかもそうですけれども、世間的に説明しやすいとは思うんですね。ところが 150 円、150 円、突然 200 円に上がって、次 100 円というのが、この 200 円にかかる区間の方に対して、どう説明するかという部分の話です。

○大友会長

急ぎ、料金表の見直しをしていただくことが妥当でしょうか。札親会さんも今の意見をお聞きいただいて、委員会の意見を待たずとも直してきますというようなことがあれば、それでも結構だと思いますけれども。

○社会福祉法人 札親会

あまりこれくらいの距離で収まる方がいらっやらないものですから、ここを全然重視していなかったのは事実でして、ご指摘いただいてありがたいなと思っております。もしよければ、訂正して出し直させていただく形でもよろしいでしょうか。

○二階堂委員

変更時期というは、いつごろでお考えなのでしょうか。

○社会福祉法人 札親会

すぐ帰って、もう一度積算し直しまして。

○二階堂委員

例えばですけれども、対価の額自体が皆さん悪いとかいいとかって話をしてるわけではないので、基本的にこの基本線にのっとなってやられるのであれば、これは運賃としてはいいですよということになるので。あとは事務局さんと私どもで、この範疇の中で額をある程度決

めて報告するような形にすればまた来なくてもいいかとは思いますが。

○大友会長

そのようにお願いいたします。ほかにご質問、ご意見よろしいですか。

○二階堂委員

料金とは別に、前回更新時に事務局がほかに二つあったと思うんですけども、月形は除いて、菊水の方と、あとは札北荘。こちらは、廃止されたんですか。

○社会福祉法人 札親会

社会福祉法人札親会が持っている事業所としてはあるんですけども、そちらの車は使わなくなったものですから、うちの車両でやるとなると、さっきご指摘のあったとおり、車検証の住所だとかも、平和通りにそろえていた方がよろしいのかなと思ひまして。

○二階堂委員

今回更新時からその二つは有償運送から外すというお話ですね。かしこまりました。

○大友会長

細かな話ですけど、現在理事長さんのお名前は。

○社会福祉法人 札親会

ナカハラです。

○長江委員

30年度はムロタさんですよ。

○社会福祉法人 札親会

今年の6月に、ナカハラになったものですから。すみません。

○大友会長

それでは、いま一度、札親会さんのこのたびの更新申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○大友会長

ありがとうございます。それでは今後も、どうぞ安全な運行でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○社会福祉法人 札親会

失礼いたします。ありがとうございました。

○大友会長

続きまして、社会福祉法人楡の会の更新申請に入りたいと思ひます。それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

ではA3の申請団体の概要資料、ご覧ください。楡の会さんは医療機関の運営をはじめ、児童発達支援センターや、放課後等デイサービス、そして居宅介護事業所などを運営しております。このうち有償運送を実施しますのは、居宅介護事業所のヘルパータックという事業所になります。

運送の対象者ですが、身体障がいのある方が 36 名、知的障がいのある方が 21 名の、合計 57 名でございます。法令順守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両ですが、所有車両 2 台でございます。運転者 4 名につきましては、大臣認定講習を修了しております。また過去 3 年間に免許停止の処分を受けた方はおりません。

運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておりました。損害賠償措置も前回申請時と同様です。運送対価につきましては距離制運賃としておりました。今回は 1 キロごとの料金についての変更があります。それでは団体さんの方から、実績報告をよろしくお願ひします。

○社会福祉法人 楡の会

まず、2017 年度、手元の資料では 2018 年度となっておりますが間違いです。2017 年度は、合計キロ数が 5,341 キロメートルで、走行回数が 838 回、運送収入が 53 万 4,100 円となっております。

昨年度が、キロ数としては 5,272 キロメートルで、回数としては 763 回、運送収入が 52 万 7,200 円となっております。

○大友会長

ありがとうございました。それでは今、説明いただきました社会福祉法人楡の会の案件につきまして、皆さまからご質問、ご意見があれば、お願ひいたします。料金についてはいかがですか。

○鈴木委員

運転手登録されている方 4 名の内、運転記録証明書の違反の部分に 3 名の方が挙がっており、これは自家用車の部分だと思っただけなんですけども、皆さんなぜか平成 30 年に違反をしています。社会福祉法人ですから、相当従業員の方もいらっしゃる中で、運送の登録している人はもちろん、この他の方も事業所として自家用車の運転について違反をしないとかそういう学習会とか研修会とかをしていただきたいと思います。人数に対する違反者が多いとか、単純に人数が少ないとかいうのはあるんですけども、やっぱり違反をしないというのが、安全輸送の根本になると思いますので、自家用車の運転のときから安全運転を癖つけるような学習会等を持っていただければなと思います。よろしくお願ひいたします。

○社会福祉法人 楡の会

分かりました。ありがとうございます。

○大友会長

ほかにいかがですか。登録されている方が、トータルで 57 名いらっしゃいますよね。それに対して保有車両は 2 台でこれはうまく回るんですか。

○社会福祉法人 楡の会

本当にできないところは申し訳ないという形でお断りしてるケースもあるんですけども、時間帯だとか都合付けながら、今のところはうまく成り立っております。

○大友会長

断らざるを得ないという現状があるとしたら、車の台数をもう少し検討しようかとかということではないですね。



○社会福祉法人 楡の会

職員人数と、ヘルパーの数というのがありますし、増やすというのは現状としては難しいところがあるので、今の台数と人数では今の現状がいっぱいかなとは思っております。

○大友会長

現実的にはニーズはあるんですね。

○社会福祉法人 楡の会

朝の登校介助でのご相談は多く、台数も限られていると、断っているケースも中にはあるんですけども、今のところは、今の現状でやる感じになっております。

○大友会長

楡の会さんだけが、その役割を担わなければならないということではないですけども、そのあたりちょっと悩ましいところですよね。ニーズがあっても相談を受けても、応えきれないとする、利用される方の観点から考えると困ったわということにもなり得るのかなと思ったり、ほかの事業所をうまく利用することで、ニーズが満たされれば良いと思いますけど。そのあたりはどうなのでしょう。

○社会福祉法人 楡の会

そうですね。ほかに事業所を使ってるという方は、もう一つの事業所に頼むわ、という方もいらっしゃるし、逆にその日にどうしてもということがあって、その時間難しいということがあれば、ちょっと時間帯ずらしてとかご提案はしております。

○大友会長

大勢利用される方がいらっしゃいますので、安全運転に関する研修ですとか安全運転に留意いただくというところでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さんからほかに何かいかがですか。それでは、今回申請のありました社会福祉法人楡の会の更新申請を認めることとして、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それでは本申請認められましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○社会福祉法人 楡の会

どうもありがとうございます。失礼します。

○大友会長

それでは続きまして、特定非営利活動法人 TAK の会の更新申請の審議に入りたいと思ひます。事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局

TAK の会さんは、居宅介護、移動支援、重度訪問介護などを実施しております。運送の対象者は、身体に障がいのある方が 19 名、知的障がいのある方が 4 名の合計 23 名でございます。法令順守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両ですが、所有車両 1 台です。運転者 4 名につきましては、大臣認定講習を修了してございまして、過去 3 年間に免

許停止の処分を受けておりません。運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておりまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。運送の対価につきましては、距離制運賃としており、料金についての変更はありません。それでは団体さんの方から、実績報告を、よろしくお願いします。

○特定非営利活動法人 TAK の会

実績報告ですけれども、29年度、30年度と、車の数は変わっておりません。運送の区域は札幌市内となっています。旅客の名簿に関しましては、身体障がいの方が19名と知的障がいの方で4名となっております。続いて29年度の報告ですけれども、収入が間違っておりまして、2万円となっております。

続いて30年度も旅客の範囲は変わっておりません。車両も1台です。実績に関しては、走行キロ68キロ、運送回数18回、運送収入が8700円となっております。事故等は無しです。

○大友会長

はい。ありがとうございます。ただいま説明いただきました TAK の会に関しまして、皆さまからご意見、ご質問いかがでしょうか。

聞き漏らしたんですけど、運送収入は29年度分が。

○特定非営利活動法人 TAK の会

単位を間違えておりまして、2000万円となっているんですけども2万円ですね。単位が異なってしまうすみません。

○大友会長

こちらは車両の保有が1台で、23人の登録をされている方々に対応をさせていただいているということなのですが、これは1台で十分に23人を、うまくニーズ対応できますか？

○特定非営利活動法人 TAK の会

車両1台というのも、生活介護の送迎で使っている車両でして、平日はほとんど有償運送の方はできていない状況でして、土日の余暇というところで利用させていただいております。

台数に関しては、もちろん足りないというところもあるんですけども、ヘルパーの人数も少ないというところがありまして、ニーズにすぐ応えられているかといったら、応えられていないこともあるかと思えます。

○大友会長

そこは現実的な問題ですね。ニーズがあるんだけど、ヘルパーさんがそんなには確保できないというところで。分かりました。ほかはいかがでしょうか。あと書類のところよろしいですか。

○事務局

すみません。30年度の実績の運送収入のところも、単位が違っているのでしょうか。

○特定非営利活動法人 TAK の会

ここは、8,700円です。

○大友会長

それでは皆さまから、ご質問、ご提案ありませんけれどもいいですか。それでは、特に無いということですので、特定非営利活動法人 TAK の会の更新申請を認めることとして、よろ

しいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それではどうぞまた安全運転に留意いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○特定非営利活動法人 TAK の会

よろしくお願ひいたします。

○大友会長

それでは続きまして一般社団法人和郷の更新申請の審議に入りたいと思ひます。それでは事務局から、説明お願ひします。

○事務局

和郷さんですが、障がい者や高齢者に対する各種サービスを提供しておりまして、居宅介護、移動支援、重度訪問介護などを実施しております。

運送の対象者は身体障がい者 16 名をはじめ、要介護認定者 13 名のほか、知的や精神障がい者など、合計 32 名でございます。法令順守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両ですが、所有車両が 3 台、持ち込み車両が 1 台の、合計 4 台でございます。運転者 5 名のうち、4 名は過去 3 年間に、免許停止の処分を受けておりませんが、1 名は前回更新後に免許停止の処分を受けておりまして、その後も交通違反や軽傷事故を起こしているようです。そして運行管理責任者、整備管理責任者、損害賠償措置などは、前回申請時と同様です。運送の対価につきましては、距離制運賃としておりまして、料金についての変更はありません。それでは団体さんの方から、実績報告をよろしくお願ひします。

○一般社団法人 和郷

まず平成 29 年度は、走行キロは 8,100 キロメートルになっております。輸送回数は 1,760 回、運送収入は 48 万 6,000 円となっております。間違つて 29 年度を 2 枚もつてきてしまつて申し訳ありません。

○事務局

では代わりに輸送の実績ですけれども、30 年度は 7,800 キロが走行キロで、輸送回数は 1,660 回です。運送収入が 45 万 1,000 円となっております。

○大友会長

ありがとうございます。それでは、ただいま説明ありました一般社団法人和郷の案件につきまして、皆さまからご質問、ご意見いかがでしょうか。

○平島委員

かなり違反を複数回にわたつて起こされている方もいらっしゃるということで、日常の運行管理体制について、少しお聞かせ願ひたいなというふうに思うんですが、どのような形で行っているのでしょうか。

○一般社団法人 和郷

現在、車両責任者 2 名を配置しまして、運転前の点検および安全運転などの声かけ、特に

違反を繰り返している者に関しましては、徹底した形で指導を実施しております。車両点検に関しましては、球切れ、あとは車の異音なども確認をして、それから利用者の所にお伺いするような形を採っております。それと社内では、できごと、ヒヤリ・ハット、事故報告書、そういったものを作成し原因や内容を検討した上で、社員全員で情報を共有するという取り組みをしております。

○平島委員

その心がけはいいようだな、と思うんですけども、例えば車両にドライブレコーダーだとかというのは付いているんですか。

○一般社団法人 和郷

今、現在は付いておりません。今後、購入を検討している段階でございます。

○平島委員

この●●さんという方は、適性診断を受けられた内容で、判断・動作のタイミングが早いというところが、まさかのゼロ点というなかなか見たことがないくらいの点数だと思うんですけども、引き続き注意深く見守る必要があると思うんですよ。

シートベルト着用義務違反という、これはもう基本中の基本で、付けてない人は最近もういないんですけど、やっぱり習慣で癖になって付けないとか、意地になって付けないみたいな方もいらっしゃるの、引き続き、できればドライブレコーダーなどを付けて、日々どんな運転をしているのか、たまにチェックしてあげるということをしないと、またやるのではないかなというように、危惧しているところもございます。どうか徹底して注意深くやっていただければいいなというふうに思います。

○一般社団法人 和郷

分かりました。

○大友会長

適性診断のこの結果についてどう捉えればいいのかというのを、私はあまり専門ではないので分からないんですけど、例えばこういう適性診断の結果が出ても、なお安全運転に留意するように、という対応でいいんですか。それとも自分の自家用車を運転するということではなくて、人を乗せるという前提だから、運転に向かないとかこういう診断結果が出た場合は、どんなふうに考えればいいのかを。

○平島委員

これはどっちかと言うと、注意をすれば直る部類でもあるんですよ。ポイントというか、コツを全く理解してないから、こうなっているということも、考えられるのかなと思うんです。例えばあまりに距離感が把握できないとかは身体の問題なんですよ。反応するスピードが著しく遅いとか、そういうことが例えば加齢とかで見られる場合には、当社はそろそろ運転はしないほうがいいのではないのでしょうかということでも促しますけれども。まだ見たところ年齢も大丈夫そうですし、きちんとした指導をしてあげれば、運転業務につかせないとか、本人の職業を選ぶ権利を剥奪するということは、しなくてもいいのかなと思うんです。多分、こういうふうに出るということは、何かしらの性格の問題なのか、本人の認識ができないとか、そういった見た目には分からない問題であるのかも考えられますので、また、本

人もかわいそうですけど、会社の責任にもなることですので、注意深くやっていただきたいなと思います。

○鈴木委員

多分この方、早め、早めというか、早すぎるタイミングで、何でもやっているのかな。ですから、一時停止というところも、本人は止まった、でも後ろにいたパトカーに言わせれば、止まってなかった、ということもあるんだと思うんですよ。

もう1人の方も、一時停止と信号無視というのがあり、本当に重大な事故になりますので。信号の見落とし、または一時停止の見落としというのを、無くすためにどうするかというのが、日々の運転の中で必要だと思います。今、そんなに警察も一生懸命毎回やってるわけではなくて、定点でやるはずなんですよね。そこで引っかけたら、このたくさん違反をしている方、ほぼほぼシートベルトしていないのかもしれない。たまたま2回してないときに捕まったということはないと思います。そういった部分の中で、やっぱり車に乗ったらシートベルトをするというところから始まらないと、安全運転ってできないんだと思います。そういったことを職場、事業所の共通認識として、有償運送の運転手だからということではなくて、自家用車の時にもそういったことをきちんと気をつけて、道路交通法を守るということが、やっぱり自分の命、それから他人の命ということを考えて。

車って本当に凶器なんです。その凶器の認識というのが、私も含めてなんですけれどもそんなに高くない。こういう凶器を運転しているんだということを、みんなで認識していかに自分のものにするかということなんです。例えば、5人登録されている方がいて2人が認識を高めたのではだめなんです。この2人の分の違反を、5人の方が共通認識として、いかに違反にならないように安全運転をするかというものの見方を持ち、学習会・研修会等もやっていただけると、効果が出るのかなという気がします。

タクシー運転手も毎日出庫前に事故から注意事項というのを三十何年も聞いているわけですが、そういう耳から目から入ってくるものが重なって、安全運転、事故を起こさないというようなことに繋がっているというふうに思っています。ぜひそういう違反をしない、事故を起こさない、安全運転、これは共通の認識で事業所の方やっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○二階堂委員

ちょっといくつか確認したいのは、今年の4月に事故を起こされていますけれど、これは自家用車を運転中ですか。それとも有償の途中ですか。

○一般社団法人 和郷

有償の途中の帰りですね。利用者様を送り迎えした後、帰りという形です。

○二階堂委員

相手の方どのくらいのけがだったんですか。

○一般社団法人 和郷

相手の方は本当に軽く接触した形で、入院するとか大ごとではなかったですが、そういう事故を起こしてしまったことが、本当に相手の方にも申し訳なかったです。

○二階堂委員

打撲程度ですか。

○一般社団法人 和郷

そうですね。ぶつかって、まあ何ともないですよ、みたいな感じでしたけど、そうはいきませんよということで、きちっと対応させてもらったという形になってます。

○二階堂委員

事故で重傷だとか起こした場合、運輸支局に対して事故報告の報告義務があることはご存知ですか。今の話を聞く限り、対象にならないかなと思いますけれども。

○一般社団法人 和郷

はい。

○二階堂委員

分かりました。では、有償運送中の事故だったということですね。

○一般社団法人 和郷

本当にコツンというか、人によっては全然いいですよって、立ち去るようなレベルです。

○二階堂委員

交差点か何か。

○一般社団法人 和郷

そうですね。ちゃんと確認すればいいんですけど、自転車なものですから、ひゅんと来られちゃうと。

○二階堂委員

右折時にということですか。

○一般社団法人 和郷

細い路地から、大きい通りに入る時なんですよ。先ほども確認が早いという話があったんですけども、パッと見て、大丈夫だ。こっちから車が来ている、だけどその車をやり過ぎた。その後時間が空いたのにも関わらず、再度確認をしなかったという。やはり右見て左見て右見てという確認をしていれば、起こさなかった事故ではあると思うんですが、その確認を怠ったために起こってしまった事故というふうに、本人からは報告が上がっております。

○二階堂委員

分かりました。あと先ほど平島委員からのご質問の中でお話していた、運行前の点検で、車の点検の話はされていたと思うんですけども、対面で何かしたりはしていますか。

○一般社団法人 和郷

乗る前に必ず運転をする人と一緒に点検と声かけを行っている状況です。

○二階堂委員

車の方ということですね。有償輸送事業者も発行前の日常点検は当然やらなければならないので。あと運行前の確認というのも対面で行って、運転手さんの健康状態だとかの確認もそうですし、あとは必要事項の指示ですよ。事業者さんだったら、そういうときに事故や苦情、そういった話とかもされるというふうには聞きます。

実際に事業者さんの中では、対面でやってはじめて、重大な病気に気がついたとか、本人は頑張ると言うけど、急きよやめさせて、病院に連れて行ったら、大きな病気を発見したとかというケースもありますので、身体的なところはきちんと確認をお願いしたいなということが一つと、あとヒヤリ・ハットをまとめてるというお話がありましたけれども、今年1年でどのくらい集まりましたか。

○一般社団法人 和郷

ヒヤリ・ハット自体は運転の部分だけでなく、我々、介護もやっているものですから、そこら辺も含めてそんなに多くない状態なんですけれども8件くらいですね。

○二階堂委員

分析はどのようなふうに行われていますか。

○一般社団法人 和郷

分析に関しましては、月末のミーティングがありますので、主だったことは、そこでやるんですけれども、ただその中でも、重視する部分の問題があれば、都度、常勤および時間のある者であればパートさんも集まっていただき、相談、報告、そして検討という形で活動しております。

○二階堂委員

分かりました。月一回とか定期的集まって、指導する機会はあるような形ですね。それは続けていただければというのと、あと今回事故を起こしている●●さんは、運行管理体制見ると、運行管理者の代行者ですよ、より指導的立場の。

○一般社団法人 和郷

●●さんをそこに据えたのは、そういう責任あるようなことをやらせれば、もっと意識付けになるかなと思って、あえてしたというところもあります。

○二階堂委員

だいぶ意識は変わりましたか。

○一般社団法人 和郷

意識は変わってきています。

○二階堂委員

分かりました。あとは適性診断、恐らくこの日付でいくと更新申請を出した時に、やったという話があったかと思うんですけれども、適性診断って受けたら終わりではなくてそのあとに適性診断の結果を用いて指導しなさいというのがワンセットなんです。有償運送の場合はそこまでは書いていないんですけれども、実効性の意味では、多分後ろに個別事項がいろいろと書いてあると思うので、それを用いて指導していただいた方が、より効果的なのかなと思います。

運送中に事故が起きてしまっていたということ。今回、特に相手の方もたいしたけがではなかった、不幸中の幸いだったという話ありますけれども、まかり間違ったら利用者さんの生命を損なう可能性も十分にありますので、タクシー事業とは違うと言いつつも背負っているリスクは同じなので、その部分は十分にお考えいただければいいのかなと思います。

○一般社団法人 和郷

分かりました。

○大友会長

よろしくお願ひします。ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは無いようですので、一般社団法人和郷の更新申請、認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

今ありました意見を参考にさせていただいて、一層安全な運行管理というところに努めていただければというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人 和郷

どうもありがとうございます。では、失礼いたします。

○大友会長

それでは続きまして 5 番目の特定非営利活動法人福祉事業団ひかりの家の更新申請の審議に入りたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

ひかりの家さんですが、障がい福祉サービス事業所として、生活介護事業、居宅介護事業、移動支援事業などを実施しております。

運送の対象者は、身体障がい者 5 名、知的障がい者 25 名、精神障がい者 5 名の合計 35 名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両ですが、所有車両 4 台でございます。運転者 14 名のうち、2 名は二種免許所持者でございます、残り 12 名は一種免許でございます。いずれの方も大臣認定講習を修了しており、過去 3 年間に免許停止の処分を受けた方はおりません。

運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。運送の対価につきましては、距離制運賃としておまして、料金についての変更はございません。それでは団体さんの方から、実績報告をお願いします。

○特定非営利活動法人、福祉事業団ひかりの家

輸送実績、前年 9 月 1 日から本年 3 月 31 日まで、走行キロ 3,988.4 キロ、輸送人員 779 回、輸送収入、59 万 1,720 円です。交通事故はありませんでした。

続いて、平成 30 年 3 月 31 日現在、セダン等、計 4 名です。走行キロは 2 万 7,951.5 キロメートル、輸送人員、回数が 5,122 回、輸送収入は 355 万 2,030 円です。交通事故ですとか、そういったものはございませんでした。

○大友会長

それでは、ただいま説明ありましたひかりの家の案件に関しまして、皆さんからご質問、ご意見いかがでしょうか。

飛躍的にと言うか、走行キロとか運送回数とかを単純に見ると、収入も含めて大体 6 倍から 7 倍くらいに大きく変化していますけれども、それは何か理由があるんですか。



○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

平成 29 年段階では、1 年を通してサービスをしていたわけではなく、途中からのサービスでした。しかも僕たちのアピールが少なかったものですから、利用者様方への認知度が低かったです。認知度が広まって平成 30 年に関しては通年でやることができましたのでそれだけ増えております。

○大友会長

はい、分かりました。

○鈴木委員

1 年間は 365 日しかないのに 5, 121 回ということは、1 日にどれくらい運行しているんですか。1 人あたり計算すると 70 回出たり入ったりになりますが、そこまで利用しない人もいると思われるので、1 人の方がほぼ毎日、往復で使われていたりというのが混在しないとこの数字にならないのかと思います。代表されるのはどういう移送が多いんでしょうか。

○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

朝、お宅に迎えに行き、会社に行きます。生活介護であれば、生活介護していただきます。いったん、おうちまで送り届けさせていただいてから移動支援しております。知的で結構重たい方が多いので、ご家族の方もなるべく外出させたいという方が多いものですから、やはり皆さん送迎が必要なんです。話すことができない方が半数という状態なものですから、やはりその辺は密にやってあげないとなかなかご家族も安心して通所ですとか移動支援ができないのでこうなっていると思います。

○鈴木委員

ほぼ月曜日から金曜日に、自宅から通所という往復が発生するとそれはこの回数になりますね。事業の内容等の中で輸送回数が増えたというのも理解しますし、タクシーでもご家族の方が一緒についてこられてというのもありますから、何となく見えたというのがあります。

また、たくさんの方が運転手登録されていて、運転記録証明書が 4 名くらいですから率的には低いです。ただ、運転登録されている方がたくさんいるということは、自家用車の運転で通勤してくるのも含めて、それだけ運転の機会が多いんだと思います。仲間が違反して捕まりました、何でそれが捕まらなければならなかったのか、違反して捕まらないからいいということではなくて、そういう事例を生かして、皆さんが共通認識を持っていただけると、多分、自家用車でも事故・違反をしなくなると思うし防げるのかなと思います。研修会と言ったらおこがましいけれど、職場の中で気軽に情報交換、共有できるようなシステムを作っていただければなと思います。

○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

承知しました。

○大友会長

ほかにいかがですか。

○平島委員

ちょっとかぶる部分があるかもしれないですけども、昨年の申請時に比べて、かなり運転される人数が増えていらっしゃるということもございまして、違反の回数は必然的に増え

てしまうのかなというふうに思います。かなり営業回数が多いように見受けられますので、運行前の点検だとか、あとは運転あがってきたときも顔を合わせて、今日、どんな状況だったとか、本人にストレスがかかっていないのかどうかとか、入念にチェックをされることを願います。

○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

承知しました。

○大友会長

安全運行について、しっかりとした意識付けやシステム作りを、ぜひ心がけていただければと思います。ほかに何かありますか。

○二階堂委員

この5,000回の中には、ご家族だけ乗せているということはないということでもいいです？

○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

それはないです。

○二階堂委員

分かりました。

○大友会長

ほかに何か皆さんございますか。無いようですので、特定非営利活動法人福祉事業団ひかりの家の更新申請を認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございます。それでは、本申請認めることといたしますので、今ありましたさまざまな意見も参考にさせていただいて、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○特定非営利活動法人 福祉事業団ひかりの家

よろしく願いします。

○大友会長

それでは次の6番目ですね。医療法人財団老蘇会さんの更新申請の審議に入りたいと思います。事務局からお願いします。

○事務局

老蘇会さんですが、診療所をはじめ、介護事業所、障がい福祉事業所、高齢者向け住宅などを運営しております。

運送の対象者ですが、身体障がい者2名、要介護認定者7名の合計9名でございます。法令遵守に関しましては、宣誓書の提出があります。使用する車両ですが、所有車両4台でございます。運転者6名のうち1名は二種免許の方でして、5名は一種免許所持者でございます。このうち、介護福祉士の資格を有している方は4名でございまして、また、過去3年間に免許停止の処分を受けた方はおりません。

運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておまして、損害賠償措置も前回申請時と同様でした。運送の対価につきましては、距離制運賃としておまして、今回は、加算料金

と、迎車回送料についての変更があります。加算料金は初乗り 2 キロ以降の加算金額、そして介助が必要な場合の加算金額でして、回送料につきましては新たに設定するというものでございます。それでは団体さんの方から実績報告をよろしくお願いします。

○医療法人財団 老蘇会

それでは実績報告させていただきます。平成 29 年度実績です。運送する旅客の数でございますが、身体障がい者の方が 2 名、要介護の方が 5 名、要支援の方が 3 名、走行キロ数が 337.9 キロメートル、運送回数が 126 回、運送収入が 4 万 6,000 円でございます。事故件数はゼロでございます。

続きまして、平成 30 年度の実績報告でございます。旅客の範囲は、身体障がい者が 2 名、要介護高齢者が 2 名、要支援の高齢者の方が 3 名、走行キロ数が 634.5 キロメートル、運送回数が 214 回、運送収入が 7 万 9,000 円、事故等はございませんでした。以上でございます。

○大友会長

ありがとうございます。それでは、ただいま説明ありました、老蘇会さんの案件に関しまして、皆さまからご質問、ご意見お願いしたいと思えます。

今回は、加算あるいは回送料に関しても、新たに加わっているところがあるかと思えますがそれらも含めましていかがでしょうか。

○鈴木委員

定款上は南 1 条西 23 丁目の住所になっていて、車検証の部分がそこになっているものと中央区南 14 条西 18 丁目になっているものがあります。法人と介護事業所つるかめの住所が違うのですか。

○医療法人財団 老蘇会

旧住所が法人一体型で南 1 条西 23 丁目でございます。去年の 10 月、南 14 条西 18 丁目に引っ越ししており、今、車検の住所変更の申請手続きをしているというふうに伺っております。新しい車両については新しい住所になっているんですけども、なっていない車両もございます。

○二階堂委員

回送料金が 6 キロからスタートしているんですけども、これは単純に乗車距離に応じて回送料が加算されるのですか、それとも回送距離を別に設定していて 6 キロ以上でこの料金がかかるのですか。

○医療法人財団 老蘇会

乗車距離に応じてということで考えています。

○小林委員

ということは 6 キロ未満だったら回送料金は取らないけども、6 キロ以上になると距離が長いので、回送料金をいただきますよという料金体系なんですか。

○医療法人財団 老蘇会

はい。

○小林委員

それでいいんですか。

○二階堂委員

数値的な料金自体は、あくまでおおむねの目安として、タクシーメーターの半分という言い方をさせていただき、それとは別にこの運営協議会の中で合意が得られれば運賃の相当対価分取れますよ、という話はしてはいるんですよ。なんですけれども、この書き方とか今の話だけを聞くと、運送の対価にならないかなと思うんです。

○医療法人財団 老蘇会

自宅から目的地に行って帰ってくる、この帰りの部分だけということ考えていたんです。

○二階堂委員

それって行き先に応じて戻る事務所に対して近くなる時もあるれば遠くなる時もありますよね。その事務所に対する距離なのか、単純に動いている距離なのかというところを考えたときに、遠くから事務所の近くまで来た人が、ちょっとしか回送距離が無いのに自分はこんなに払わないといけないんですか、と言われると説明が難しいかなと思うんです。

○平島委員

多分、回送という言葉がちゃんと理解されていないのかなと思うんですけれども。お客さまを自宅に迎えに行って、例えば病院に送り届けた時点で、営業とお客さまとの契約はそこで料金の収受が行われて終わるんです。でも、老蘇会さんは送り届けた病院から事務所まで、恐らく5キロだろうから、90円とか100円ちょうだいって言ってるんですよ。でも、その部分というのはお客さまには関係のない話で、もう営業が終わってお客さまは対価を支払っているの、その後の部分についてお金ちょうだいというのは、多分言えないのではないですか、というのが運輸局さんの見解だと思うんです。

事務所からお客さまの家にお迎えに行く際に、何キロ離れているからいくらちょうだい、というのはお客さまとの契約なので言えると思うんです。それはお迎え、迎車料金みたいな形でいただくことは可能なのかなというふうに思いますけれども、例えば老蘇会さんの車が、病院に送り届けてお客さまを降ろした後に、別のお客さまをお迎えに行くとするじゃないですか。そのお客さんの家その病院の隣の可能性もありますよね。それなのにその人に帰る部分を100円ちょうだいかという話になる可能性があるのは、多分お客さまとしては理解ができないことだと思いますし、我々としてもそこは容認できないのかなと思います。

ですから、この回送料という名前ではなくて、迎車回送料という形で、お迎えに行く際に発生する、空の運行の部分をいただくことはいいのかなと思いますけど、先ほどの説明の通りだと、ちょっとまずいのではないですかというのが見解だと思います。

○医療法人財団 老蘇会

迎車であればよろしいということですね。

○平島委員

そうです。お迎えに行く際の空で走る分については、そこは設定されている事業者さんも、中にはいらっしやると思います。

○医療法人財団 老蘇会

それではお迎えに行くキロ数で、料金を取らせていただくことにしようと思います。

○大友会長

迎車料金というのもキロ数で変化するのですか。

○平島委員

変化するというのはちょっと変則的ですけどいかがでしょう。

○二階堂委員

タクシーで迎車料金を設定しているのは、基本は一律が多いかなと思いますが、だめということはないと思うんです。実際地方部とかだと、都心部に会社があるんですけど、地方まで行かなくてはいけなくて、そうすると迎車回送料金とらないと、とても採算に合わないというので取っているケースはあったりします。

○平島委員

タクシーの場合は、あまり遠いと断っちゃうんです。すみません、行けませんって。

○小林委員

これはあくまでも迎えに行く距離で取るということですね。

○医療法人財団 老蘇会

そうですね。私どもの利用者さん、中央区で大体まとめているんですけど、中央区から平岡の実家まで送り届けて、また帰ってくる時にお迎えに行かなければならない、ということがあったので、そのような際の迎車で設定させていただきたいと思います。

○大友会長

制度上では、それがだめだということではないのですが、今ありました意見を参考にしていただいて、今一度、料金表を見直しする方向で考えていただいたほうがいいですかね。

○二階堂委員

今、その額で決めてしまうといいますか、これは迎車利用距離に応じてですよ、というところであれば、運営協議会としてはいいかなというところですけども。

○鈴木委員

名称変更とそれに実体を伴ってもらわないとならないけれども、事業所からお客さんまでの距離のところでもらうという形に整理してくれれば、金額的にもそんな大きな金額を当初から設定していないようですのでいいのかなという気はします。

○二階堂委員

そういう方向で修正するということで、詳細の方は事務局預かりというような方法もあるかと思うんですけどもどうですかね。そうすれば、また同じ話をしなくても済むかなというところもありますけれども。

○大友会長

では委員会としましては、こちらの回送料ということではなく迎車するという前提で、料金表の設定というのをお願いしたいということです。あとは、事務的なところは事務局と、ということで、会としては承認させていただくということになるかと思います。ほかにはいかがですか。あとよろしいですか。はい、それでは、このたび更新申請ありました、老蘇会さんの更新申請に関して、認めることとしてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

ありがとうございました。それでは本申請、認めることといたしますので、あとは事務的なところで、どうぞよろしく願いいたします。安全運行留意いただいて、よろしく願いいたします。

○医療法人財団 老蘇会

はい、ありがとうございます。失礼いたします。

○大友会長

それでは、事業所の方がお越しいただいて説明をいただくというのは、ここまでになりまして、7番目の特定非営利活動法人札幌いちご会の更新申請の審議に入りたいと思います。これに関しては事務局からお願いいたします。

○事務局

札幌いちご会さんは、障がい福祉サービス事業所として、居宅介護、移動支援、重度訪問介護などを実施しております。前回の協議会の後から、運送事業をスタートする予定だったのですが、運送マニュアルですとか、簿冊等の準備に時間がかかって、現在においても、運送事業はまだスタートしておりません。

運送の対象者につきましては、重度の身体障がい者2名でございます。法令遵守に関しては、宣誓書の提出があります。使用する車両は、所有車両1台です。運転者2名につきましては大臣認定講習を修了しておりまして、過去3年間に免許停止の処分を受けた方はおりません。

運行管理責任者、整備管理責任者も選任されておりまして、損害賠償措置も前回申請時と同様です。運送の対価につきましては、距離制運賃としておりまして、料金についての変更はありません。

これまでの運送実績はありませんが、その理由等について、団体の方から確認しましたので、いったんここでご報告いたします。まず、これまでの運送実績がなかったのは、マニュアルですとか簿冊等の準備に時間がかかったということなんです。つまりは事業所の人員体制が不足していたということです。運送実施団体として登録されておきながら、運送できる状態ではなかったというのが問題でございますので、事務局の方からお伝えはしました。

次に、利用予定者の2名ですが、重度訪問介護のサービスを受けている方ということで、今後、買い物等の余暇活動に使いたいという希望があります。次に運行前のチェック体制ですけれども、対面チェックの重要性につきましても、あまり十分な認識がなかったようでしたので、事務局の方からも、国のガイドブック等に基づきまして、対面による確認、そしてアルコールチェック等を行うように要請したところでございます。

次に、●●さんという運行管理責任者の交通違反が、お手元の資料にあるとおり確認をされているかと思えます。この通行帯違反というのは、プライベートの運行の際の違反であったようでして、通勤時間帯のバスレーンを走行したというものでございます。団体の方から聴取した事項は、以上のとおりでございます。

○大友会長

今ご説明いただきましたように、前回の申請の際に新規申請で認められたということですが、事業をスタートさせる諸準備が整わなかったということで、実績はゼロという報告です。特段これをもって更新を認めないといった、制度上はそういうものではないですよ。

○二階堂委員

はい、ございません。

○大友会長

いつごろから事業をスタートさせる予定ですか。

○事務局

もうスタートできる状態ではあるというふうには伺っております。

○鈴木委員

運賃体系なんですけれども、1キロ基本料金 300 円ってなっているんですけども、タクシーの今の運賃、670 円の分を 1.6 キロで割ったら四百十なんぼ、ですよ。とすると、多くの事業者が、2キロ未満 300 円とかいう設定の仕方をしてますので、1キロ 300 円だと結構率的には高いんですよ。

○大友会長

回送料金を含む基本料金となっておりますが、どうでしょう。

○二階堂委員

制度的な話をすれば、運送の対価とそうでない対価は分けて設定していただく必要があります。あくまでも運送の対価が、タクシー上限額のおおむね 2 分の 1 未満であること、ということになっているので含むとされると、それはいくらですか、という話には確かになると思います。

これ、2 年前に恐らく協議会で決まったので、それには何か理由があったんだろうなという解釈しかしようがないんですけど、分かりにくいというご意見は、その通りだと思います。回送が 100 円だとか当時はそういう説明があったのかもしれないですけども、私としては表記の仕方は分けてほしいかなというのはありますね。

○大友会長

協議会として、今ご意見いただいたように、それぞれ分けた料金表記へ、いま一度設定し直していただいと、お伝えすることはできるかなと思います。ほかにどうでしょうか。

○二階堂委員

マニュアル整備に 1 年間とすごい時間かかっていましたが、ここまにかかるといふようなマニュアルでもないかなと思うんですけども。実際利用者の方というのは、必要としているところはあるんですかね。

○事務局

必要性が高いわけではないようです。もし始まったら使いたいという利用者の声は今もあるという程度と。

○二階堂委員

今は違う手段を使って運送されているということですか。ある意味、それで成り立つので

あれば、それはそれでもいいのかなという気はするんですけどね。

○大友会長

いかがでしょうか。ほかに何かございますか。それでは特定非営利活動法人札幌いちご会の更新申請について、これは認めるということによろしいですか。

○二階堂委員

必要性があるということであれば認めてもいいのかなと思います。

○鈴木委員

料金のところは分離ということで。例えば同じ300円になるんだけど、回送料金は80円とかいうふうにしてくれた方が、先ほど指摘した問題というのが無くなると思いますので。今、札幌のタクシー会社は迎車回送料金を取っているところはないから、福祉有償運送をやる中で制度としてはある、というような形で同じ300円なら分けてほしい。私たちのように流し運転をしているわけではないですから、事業所から迎えに行くっていう作業が必ず入ってくるはずなので、回送料金という部分について私たちもあってしかるべきだと思います。

○大友会長

ありがとうございます。マニュアルも今お作りいただいているということですから、料金表自体も今一度精査して整理した料金表を作り直していただくというところで、更新申請を認めるということによろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○大友会長

はい、ありがとうございます。それでは本日の個別審査については、ここまでです。ありがとうございました。

#### 【事務局からの報告】

○大友会長

続きまして、報告事項がございまして、輸送の安全確保の状況調査について、事務局からお願いします。

○事務局

前回のこの運営協議会では、運転者の方々の健康状態の確認が不十分な団体が散見されました。運転前の対面での確認を行わずに、電話だけで行っていますよ、という団体などがあって、委員の皆さまからは懸念の声があがったところでございます。そして、各団体に安全運転管理をしっかりとやってもらうために、事務局から資料等、送付すべきというご意見があったところでございました。

このため、大友会長はじめ、運輸局さんの方と調整しまして、各団体にお送りしたのがお手元の資料一式でございます。運転前の確認事項をはじめ、事業所に備えるべき書類等につきましては、国土交通省の福祉有償運送ガイドブックというものがあるのですが、これらの関係部分を抜粋したものをお送りすることにいたしました。ただ、この抜粋した資料だけ送っても、各団体の方では中身を見てくれないということも予想されましたので、今回は調査という形を取りまして、各団体の現在の状況についても回答を求めることにしたものでござ



います。

調査の内容につきましては、FAX 回答票というものを見ていただきたいのですが、運転前の飲酒や疲労の状況確認ですとか、書類の作成、保管状況など、17 項目についての確認でございます。9 月 30 日までに回答をもらうということにいたしました。

一つの団体の中で複数の事業所で運送しているところにつきましては、事業所ごとに回答を求めるという整理にしております。この調査につきましては、安全運行管理に向けて、各団体の意識付けを図りたいというところでした、今後、この結果を踏まえて、各団体への働きかけを考えてまいります。調査結果につきましては次回の運営協議会でご報告をさせていただきますということでございます。報告事項としては以上でございます。

○大友会長

ありがとうございました。今、説明いただきましたけれども、皆さまからご質問等、ご意見等いかがでしょうか。

○鈴木委員

こういうものの回答率って、結構低いだろうなと思うんですけども、この福祉有償運送については、回答率が高いことを祈ってます。回答してこないところを、市からどうして回答できないのか等をやっぱり検証していかないと、こういったことを全然意識しないでそのまま更新されて、何か大きな事故だとかにつながりかねないというのがあります。「はい・いいえ」に丸を付けて FAX できないところが、更新を認められているというのは、やっぱりいかなものかと思えますので、来ないところはきちんとアフターを取って。設問的には本当に簡単な設問ですし、このところをできない事業所というのは、あつてはならないのかなと思えますので、よろしく願いいたします。

○事務局

前回、研修の受講状況などを FAX で回答を求めたということがあったのですが、この時の回答率は大体 8 割くらいでした。電話などでも確認をしたというところでございます。有償運送はわずか 100 団体ですので、今回も全ての団体、確認をする予定でございます。

○大友会長

お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。回答が返ってこなかったら、次回更新認めないよというふうにしますか。

○鈴木委員

利用者がいらっしゃいますので、そうはいかないんだと思えますけど、極端なこと言ったら、全部いいほうに丸を付けるということはできるわけです。それもしない事業者というのは、やっぱり利用者を安全にんてことを求めることも無理というような部分があります。

本当に行っているかというのは、事業所に入って確認取れるわけではないので、それを踏まえて多分丸付けてくるんだと思えます。そういった部分の中で、最低、回答だけは全事業者から戻ってくるというふうに、チェックしてほしいところです。

○平島委員

非常に素晴らしいというか、望むところの内容になってるのかなと思うんですけど、今回 1 回だけで終わってほしくないなという思いがあります。私たちがこの任を解かれたとして

も、その後も継続して定期的にこういったことをやっていただけることを望みます。

例えば更新の際に、これを添付して、提出してくださいというような形で、定期的に管理していくというのでもいいかと思えますし、必ずしも「はい」でなくていい設問等もまぜたりして、例えばドライブレコーダーは搭載されていますか、とか、これは全部「はい」でなくていいんだな、というふうに意識付けをすることで、きちんとした回答が得られるのかなと思えますので、ぜひそのような形で、定期的にやられることをお願いいたします。

#### ○大友会長

貴重なご意見、ありがとうございます。今、平島委員からご意見いただいたように、もう少し設問を工夫をしてということも必要になってくるかもしれませんので検討していければと思います。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。それでは、長い時間ありがとうございました。本日の議事、および報告事項については、ここまでといたします。次回の日程について、事務局からお願いします。

#### ○事務局

次回、3回目は12月の中旬を予定しております。また早めに日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○大友委員

ありがとうございます。それでは、ほかに委員の方々から何かございますか。

それでは以上をもちまして、令和元年度、第2回札幌市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。いつも通りですが、個別審査の資料につきましては、事務局側で回収してくださるということですので、席に置いたまま、お帰りいただいて結構です。お疲れさまでした。